

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による、平成〇年〇月〇日付けの療養補償給付及び同月〇日付けの休業補償給付を、いずれも支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在の建設事業一人親方組合に所属し、労働者災害補償保険に一人親方等として特別加入している。

請求人によれば、B県C市所在のD小学校でのPAS 碍子(がいし)清掃及びトランス点検において、平成〇年〇月〇日午前11時頃、電柱に登り碍子の清掃作業をしていた際、下方から碍子清掃剤「E」（以下「本件清掃剤」という。）を吹き付けたところ、碍子に溜まった本件清掃剤が水滴となって落ちてきて左眼に入ったとし、同年〇月〇日のC市での同様の作業の際には本件清掃剤の水滴が右眼に入ったとしている（以下両日の出来事を「本件災害」という。）。

本件災害後、請求人は、複数の病院を受診しているが、左眼視力低下を主訴に平成〇年〇月〇日初診のF病院における当初の傷病名は「左黄斑浮腫」であった。その後の労災請求書類上の傷病名は「両眼：網膜中心静脈閉塞症、黄斑浮腫、肉芽腫性ブドウ膜炎」となっている。

請求人は、本件眼の疾病の原因は本件災害によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件眼の疾病は労働基準法施行規則別表第1の2第1号の「業務上の負傷に起因する疾病」とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対して、療養補償給付及び休業補償給付に係る監督署長の処分について、それぞれ個別に審査請求をしたが、審査官は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第14条の2の規定により、これらを併合して審査し、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件眼の疾病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

請求人は、本件清掃剤により眼の疾病を発症した旨主張しているもので、以下において検討する。

- (1) 請求人の傷病名については、当初、網膜中心静脈閉塞症を疑われたが、その後、両眼ともブドウ膜炎（以下「本件疾病」という。）と診断されている。
- (2) G医師の平成〇年〇月〇日付け意見書によると、「本件清掃剤が両眼に入ったとすると、アルカリ性であるため、まず眼表面のたん白が融解されるため激しい角結膜上皮障害を惹起させる。入った液体の量のごくわずかであれば強い上皮障害には至らないことがあるが、必ず角結膜上皮には所見を残すはずである。この患者の角膜上皮には全く異常所見がなく、わずかに右眼のみに実質混濁（陳旧性病変）がみられるのみであったことから、薬剤性眼障害があったとは考えられない。」とし、本件災害との因果関係を否定している。また、H医師も、同年〇月〇日付け意見書において、G医師と同様に本件災害と本件疾病

との因果関係について否定的な意見を述べている。

(3) 本件清掃剤が有害な化学物質を含んでいるとは言い難いが、何らかの障害を起こす可能性について検討する。請求人は、本件災害時、痛みもかゆみもなく無症状であった旨述べていることから、本件清掃剤を含む水滴が眼に入ったとしても、急性の眼症状や障害をおこすほどの量や濃度ではなかったと推定される。また眼結膜や角膜に急性症状を惹起しなかった本件清掃剤が各眼に1回入った後、日数を経てから本件疾病を発症したとは医学的に考え難い。

(4) 一般的にブドウ膜炎は、サルコイドーシスなど種々の全身性疾患や眼内感染症に伴って認められるが、3～4割は原因不明とされており、清掃剤などに含まれる化学物質が原因で発症する疾患とはみなされていない。

(5) なお、請求人は、G医師が本件清掃剤が本件疾病の原因である可能性があると言った旨主張しているが、同医師は上記意見書において明確に因果関係を否定しており、当該主張を裏付ける客観的な証拠はない。仮に請求人が申述するような話がG医師からあったとしても、可能性を示唆したのみであり、医学的な因果関係を認めたものではないことから、請求人の主張は認められない。

以上のことから、本件清掃剤と本件疾病発症との間に医学的因果関係があるとは認められず、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。